次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表第一（第二条、第八十七条、第百一条関係）

改正後			改正前			
大臣許可漁業	海域	期間	大臣許可漁業	海域	期間	
沖合底びき網漁業	北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点に至る直線以北、次に掲げる線から成る線以東、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西の太平洋の海域 イ　北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線 ロ　北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線 ハ　北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線			沖合底びき網漁業	北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点に至る直線以北、次に掲げる線から成る線以東、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西の太平洋の海域 イ　北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線 ロ　北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線 ハ　北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線	
以西底びき網漁業	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域 イ　前項中欄イからハまでの線 ロ　北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線 ハ　北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線		以西底びき網漁業	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域 イ　前項中欄イからハまでの線 ロ　北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線 ハ　北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線		
遠洋底びき網漁業	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域 イ　北緯二十五度十七秒以北の東経百五十二度五十九分四十六秒の線 ロ　北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線 ハ　前項中欄ロ及びハの線		遠洋底びき網漁業	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域 イ　北緯二十五度十七秒以北の東経百五十二度五十九分四十六秒の線 ロ　北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線 ハ　前項中欄ロ及びハの線		
東シナ海はえ縄漁業	一　漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条2に定める海域 二　漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第七条1に定める海域		東シナ海はえ縄漁業	一　漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条2に定める海域 二　漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第七条1に定める海域		

（新設）